

甲州市市民活動団体登録要綱

平成19年7月3日

甲州市告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として行う市民活動団体の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民活動団体)

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、ボランティア団体やNPO（民間非営利団体）など、不特定かつ多数のものの利益の増進のため自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体で、次に掲げる要件に該当するものをいう。ただし、共益的・互助的な活動や個人の趣味的な活動を目的とする団体、公益法人、自治組織などを除く。

- (1) 甲州市内に事務所を有する団体又は主に甲州市内で活動する団体であること。
- (2) 政治活動、宗教活動、選挙活動を目的とする団体ではないこと。

(登録申込み)

第3条 登録を希望する市民活動団体は、様式第1号により、市長に登録の申込みをしなければならない。

(登録事項)

第4条 市長は、前条の申込みがあった場合は、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地、連絡先に関する事項
- (4) 設立の時期
- (5) 団体の目的、活動分野
- (6) 会員数、会員募集に関する事項
- (7) 活動地域、活動日に関する事項
- (8) 活動内容に関する事項
- (9) 団体PR
- (10) 規約等、会費の有無
- (11) 所属する上部団体又は協議会名

(12) その他市長が必要と認める事項

(登録の変更)

第5条 前条の規定により登録された市民活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があった場合は、様式第2号により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する市民活動団体に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったとき。
- (3) 登録した団体から登録抹消の申出があったとき。
- (4) その他市長が登録に不相当であると判断したとき。

(市民活動団体への支援等)

第7条 市長は、登録団体に対し、市民活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって当該登録団体の活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

- (1) 登録された情報を市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市民や公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。
- (3) 市等が開催する講座やセミナー等の案内を行う。
- (4) 掲載希望の申出があった場合、その団体の主催する行事等を市の施設を利用して掲載する。

(庶務)

第8条 市民活動団体の登録に関する庶務は、市民課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

附 則（平成24年4月27日 告示第58号）

この要綱は、平成22年4月27日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月24日 告示第92号）

この要綱は、平成25年6月24日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年11月27日 告示第157号）

この要綱は、公布の日から施行する。